

令和6年度（仮称）屋代スマートIC周辺での交通拠点整備による地域活性化のための
基盤整備検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、令和6年度（仮称）屋代スマートIC周辺での交通拠点整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務委託（以下「本業務」という。）を施行するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）業務名

令和6年度（仮称）屋代スマートIC周辺での交通拠点整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務委託

（2）業務箇所

（仮称）屋代スマートIC周辺地区を主たる業務範囲とする

（3）事業期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

（4）提案上限額

16,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （3）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- （4）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （5）参加表明書提出期限までに「令和4・5・6年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」及び「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録がある者で、長野県内の本社または支社、営業所等で登録があること。
- （6）建設コンサルタント登録（建設部門：都市及び地方計画）を有していること。
- （7）過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務の元請として、下記のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有する者であること。なお、本業務における同種業務とは、次のとおりとする。

【同種業務】

- ・公共交通計画策定に関する業務
 - ・新たな交通拠点（IC、駅やバスターミナル等）の新設や更新を契機とする将来の交通環境における検討業務
- （8）千曲市内で行うプレゼンテーションに参加できる者。なお、オンラインでの参加も可能である。
 - （9）次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は提案者と3か月以上正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者

下記①②のいずれかの該当者を配置するものとする。

①技術士（総合技術監理部門）又は技術士（建設部門：道路もしくは都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

②過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

イ 照査技術者

①技術士（総合技術監理部門）または技術士（建設部門：道路もしくは都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

②照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主となる担当技術者

下記①②のいずれかの該当者を配置するものとする。

①技術士（総合技術監理部門）または技術士（建設部門：道路もしくは都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

②過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

なお、担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

4 選定スケジュール

No.	内 容	期日・期間	備 考
1	募集開始（プロポーザル公告）	令和6年6月17日	市HPに掲載
2	質問受付期間	令和6年6月17日から 令和6年6月27日午後5時まで	質問受付 ・電子メール
3	質問回答	令和6年7月1日までに回答	市HPに掲載
4	参加表明書の提出期間	令和6年7月2日から 令和6年7月8日午後5時まで	
5	参加表明者審査及び事前審査	令和6年7月10日 ※予定	結果連絡(同日中) ・電子メール
6	企画提案書等の提出期間	令和6年7月11日から 令和6年7月17日午後5時まで	
7	プレゼンテーション・審査会	令和6年7月19日 ※予定	
8	選定結果通知	令和6年7月23日午後 ※予定	
9	契約日	選定結果通知後速やかに契約	

5 提出書類及び提出部数

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、提出書類の様式は、千曲市のホームページからダウンロードすること。

No.	提出書類 (A4判とする)	様式	部数
1	参加表明書	様式第1号	2部
2	会社概要書	様式第2号	2部
3	同種業務実績調書 ※参加資格要件に該当しない業務の記載はしないこと	様式第3号	2部
4	業務実施体制調書 ※参加に資格要件に該当しない技術者の記載はしないこと	様式第4号	2部
5	添付資料 様式第2号の2の登録を証明するものの写し 様式第3号の実績を証明する契約書及び仕様書の写し 様式第4号の技術者の資格証明書の写し	原本の写し	各2部
6	企画提案書	様式第5号	10部
7	提案書 業務全体の実施方針について	任意	10部
8	提案書 評価テーマ1 ・市内の回遊性・利便性を高めるための需要の把握方法と多様な拠点との連携方法について	任意	10部
9	提案書 評価テーマ2 ・PPP/PFI等の民間ノウハウを活用した運営手法のあり方と課題について	任意	10部
10	業務工程表	任意	10部
11	見積書・見積内訳書	任意	10部
12	質問書	様式第6号	メール

※書類は原則としてA4版としてください。

6 募集要領等の公表方法

千曲市ホームページに掲載する。

7 参加に係る書類等の提出

- (1) 提出書類 「5 提出書類及び提出部数」のNo. 1～5
- (2) 提出部数 正本1部、副本1部（副本は複写でも可）、電子媒体一式（CD等に格納）
※参加表明書はA4ファイル1冊に綴じ込み又は左側2箇所のホッチキス留めとする。
- (3) 提出先 千曲市役所企画政策部公民共創推進室 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
- (4) 提出方法 持参または郵送。郵送の場合は、追跡記録郵便物（特定記録郵便等）とすること。
- (5) 提出期間 「4 選定スケジュール」のとおり

8 企画提案書等作成要領

- (1) 企画提案書等（「5 提出書類及び提出部数」の内、No. 6～11）は、A4ファイル1冊に綴じ込み又は左側2箇所のホッチキス留めとし、表紙・添付資料含めA4用紙15ページ以内でまとめ、各ページにページ番号を入れること。なお、評価テーマ1～2のページ数については、それぞれA4用紙4ページまでとする。A3判の折込みは可とするがA4用紙2ページとして換算すること。フォントは10.5ポイント以上の明朝体またはゴシック体の使用とすること。企業名は企画提案書の鑑（様式第5号）だけとし、それ以外には記載しないこと。企画提案書（様式第5号）以外の書類、資料等に社名がある場合は、黒塗り等で削除すること。
- (2) 本プロポーザルは、提案者の考え方を問うものであり、文書等は簡潔・明瞭に記述すること。

9 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出書類 「5 提出書類及び提出部数」のNo. 6～11
- (2) 提出部数 正本1部、副本9部（副本は複写でも可）、電子媒体一式（CD等に格納）
- (3) 提出先 千曲市役所 企画政策部 公民共創推進室
- (4) 提出方法 持参または郵送。郵送の場合は、追跡記録郵便物（特定記録郵便等）とすること。
- (5) 提出期間 「4 選定スケジュール」のとおり

10 質疑回答

- (1) 質問等ある場合は、質問書（様式第6号）によりメールで公民共創推進室へ提出する。
それぞれの質問受付期間、回答期日は「4 選定スケジュール」のとおり。
- (2) 質問事項及びその回答は千曲市ホームページに掲載する。
- (3) 提出先
公民共創推進室メール：kaisui@city.chikuma.lg.jp

11 事前審査

- (1) 参加者が4社を超えた場合に、事務局にて事前審査を行いプレゼンテーション・審査会の審査対象者として4社程度を選定する。なお、事前審査は参加者が4社以下の場合は

事前審査を行わない。

- (2) 事前審査は、「5 提出書類及び提出部数」のNo. 2～4を用いて実施する。
- (3) 別紙事前審査評価表により審査することとし、同点となった場合は同種業務の実績の点数により順位を決定する。なお、評価得点はプレゼンテーション・審査会の審査へ持ち越さないこととする。
- (4) 事前審査の結果は実施した場合のみ、参加表明書審査と合わせて電子メールにて通知する。

1 2 審査方法及び審査基準

- (1) 審査委員会
選定に係る審査は、審査委員会を設置し行う。
- (2) 審査方法
企画提案書等の内容・プレゼンテーションにより、本業務に対する履行能力や設計担当者の能力等を審査し、候補者を決定します。なお、詳細は別紙「令和6年度（仮称）屋代スマート IC 周辺での交通拠点整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。
- (3) その他
プレゼンテーション・審査会の日時については、後日提案書提出者にメールで通知します。なお、審査内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

1 3 参加資格の失格等

以下のことについて該当する場合は、本プロポーザルより除外するものとする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限を順守しないもの。
- (2) 審査結果に影響を与えるような工作等、不正な行為や外部圧力行為を行った者。
- (3) 提出する企画提案書等は、提出前・提出後に委託者の許可なしに第三者へ閲覧等してはならない。それらが判明した場合はその提案者を失格とする。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、審査委員会が不相当と認めるもの。

1 4 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等はプロポーザル及び審査委員会以外で提出者に無断で使用しないものとする。ただし、選考の公平性・透明性・客観性を期するために複写等を使用することができるものとする。
- (3) 提出期限後における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書等に記載した配置予定の技術者は、死亡等真にやむを得ないと認められる以外に変更することはできないものとする。
- (5) 本プロポーザルにおける提案は、基本的な考え方や業務への取組み等に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選定するために求めるものである。企画提案は、業者選定を行う上での資料であり、業務に

あたって提案内容を拘束するものではない。

(6) 採用された企画提案書の著作権その他権利は、千曲市に帰属するものとする。

1 5 主催者及び事務局

(1) 主催者 : 千曲市

(2) 事務局 : 千曲市役所 企画政策部 公民共創推進室 担当 宮下・轟

住所 : 〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話 : 026-273-1111 (内線2251)

E-Mail : kaisui@city.chikuma.lg.jp